

特別住工共生地区に関する条例の概略

施行日：平成16年11月2日

特別住工共生地区						
内 容	1. 活力ある活動環境を創造するため、別に定める工場等の建築を認める。 2. 居住環境を保護するため、必要な用途の制限、構造制限等を行う。					
区 分	第1種（野崎一丁目）		第2種（上連雀一丁目）		第3種（中原三丁目）	第4種（大沢六丁目）
用途地域 ※各用途地域の一部	第一種低層 住居専用地域	準住居地域	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域
指定容積率	80%	200%	80%	200%	200%	200%
緩和する用途	1. 事務所（ただし第一種低層住居専用地域では3,000㎡以下） 2. 設備工事業 3. 食料品製造業 4. 印刷・同関連産業 5. 化学工業 6. プラスチック製品製造業 7. 金属製品製造業 8. 一般機械器具製造業 9. 電気機械器具製造業 10. 輸送用機械器具製造業 11. 精密機械器具製造業 12. 自動車整備業 13. 学術研究施設		1. 事務所（1,500㎡以下） 2. 設備工事業 3. 印刷・同関連産業 4. 一般機械器具製造業 5. 電気機械器具製造業 6. 精密機械器具製造業		1. 設備工事業 2. 印刷・同関連産業 3. プラスチック製品製造業 4. 金属製品製造業 5. 一般機械器具製造業 6. 精密機械器具製造業	1. 事務所（1,500㎡以下） 2. 金属製品製造業 3. 輸送用機械器具製造業 4. 学術研究施設
制限する用途	① マジヤン屋、ぱちんこ屋等 ② 店舗面積 3,000㎡を超える商業施設		左記①、②は用途地域に係る建築基準法上の規定により建築できない。		左記①、②は用途地域に係る建築基準法上の規定により建築できない。	左記①、②は用途地域に係る建築基準法上の規定により建築できない。
構造制限等	耐火建築物又は準耐火建築物、壁面後退、防音壁の設置、作業場開口部の遮音性確保、三鷹市まちづくり条例に基づく手続き遵守など					